

# 大阪オリエンテーリングクラブ入会・会費に関する規定

2013年5月26日改正

## (目的)

第1条 この規定は規約第6条に基づき、会員の入会手続き、会費について必要事項を規定するものである。

## (入会の手続き)

第2条 本クラブに入会しようとする者は、別に定める入会申込書に所定の事項を記入し、会費を添えて事務局に申し込むものとする。

## (会費)

第3条 1, 本クラブの会費は年額3,600円とする。ただし、年度途中で入会した会員は、会費を月割計算したうえで入会の翌月分から年度末までの会費相当分を支払うこととする。  
2, 一旦納入された会費は、いかなる理由があろうとも返還はしない。

## (会費の特例)

第4条 新しい会員の入会を促進するため、一定の条件のもとで会費を割り引くことができる。